○東北地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
久慈市夏井町字鳥谷第七地割二番一から同市侍浜町桑畑第三地割五番一六五まで	前	一四・九〇～一〇四・〇〇メートル	八・二七四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一四・九〇～一〇四・〇〇メートル B 一五・〇〇～二〇八・五〇メートル	A 八・二七四キロメートル B 七・五四八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
久慈市侍浜町桑畑第三地割五番一六五から岩手県九戸郡洋野町種市第四二地割字田ノ端一番二まで	前	八・六〇～八五・〇〇メートル	二一・九六一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・六〇～八五・〇〇メートル B 一四・八〇～二五九・七〇メートル	A 二一・九六一キロメートル B 二〇・八八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	山形市蔵王松ケ丘一丁目二番一九から同市蔵王松ケ丘一丁目一番二七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○東北地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	八戸市大字十日市字上谷地二八番一から同市大字櫛引字長平六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十九日十五時三十分

○関東地方整備局告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三号東京都市計画道路事業幹線街路環状第三号線及び幹線街路放射第二十五号線

三　事業施行期間　自平成十五年一月十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第四百八十六号東京都市計画道路事業幹線街路環状第六号線及び補助線街路第五十四号線

三　事業施行期間　自平成三年三月八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第百四十九号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志